

あなたの住居に

住宅用火災警報器は設置されていますか？

すべての住宅（戸建住宅、店舗併用住宅、共同住宅、寄宿舎等）に設置が義務付けられています。家族の尊い命を守るため、1日も早い設置をお願いします。



近所の人が気付いて対処！



住宅用火災警報器の奏功事例（全国の奏功事例の一部）

- 1階の台所から出火。2階で就寝中の居住者が、階段の住警器の鳴動に気づき、119番通報し、避難できた。
- 居住者が寝たばこをしてしまい、ふとんから発煙し、寝室の住警器が鳴動。気づいた居住者が、ふとんを風呂場へ持つて行き、浴槽の水に浸し、大事に至らなかった。
- 就寝中、掛け布団が電気ストーブに触れ、ふとんを焦がし、寝室の住警器が鳴動。気づいた居住者が、急いで水をかけ、大事に至らなかった。
- 居住者が調理中に就寝してしまい、鍋から発煙し、台所と寝室の住警器が鳴動。隣人が警報音と臭いを確認し、119番通報。

住宅用火災警報器を設置したあとは？

住宅用火災警報器は、あなたの命を守る大切な機器です。

「いざ」というときにきちんと作動するように、日頃からお手入れや点検をしましょう。

点検方法

- 正常に作動するか、月に最低1回は点検しましょう。
- 警報器にホコリが付くと火災を感じにくくなります。汚れが目立つたら、乾いた布でふき取りましょう。
- 点検は、ボタンを押したり、ひもを引いて行えます。詳しくは製品の取扱説明書をご覧ください。

音が鳴らない

- 電池はきちんとセットされていますか？
- 電池切れではありませんか？それでも鳴らない場合は、故障が考えられますので、取扱店にご確認ください。
- 電池切れの時には音声でお知らせするか、ピッピッと短い音が一定の間隔で鳴りますので、新しい電池に交換してください。

警報機の寿命は？

- 警報器本体の寿命は、おおむね10年です。設置後10年が経過したら新しい警報器に交換してください。

設置する場所

条例では、寝室・階段（2階に寝室がある場合）への煙式警報器の取付けを義務付けています。



煙式警報器

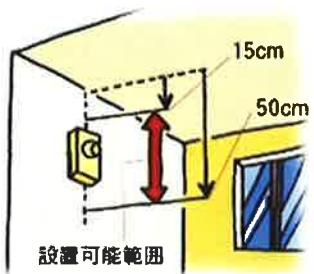


〈壁掛け・天井取り付けタイプ〉

※寝室以外に火災の発生のおそれがある台所や居室に、自主的に設置すると安全性は高まります。

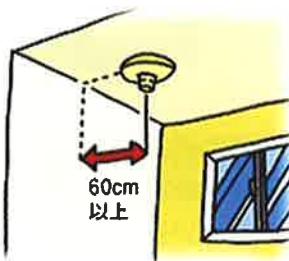
取り付ける位置

壁に取り付ける場合



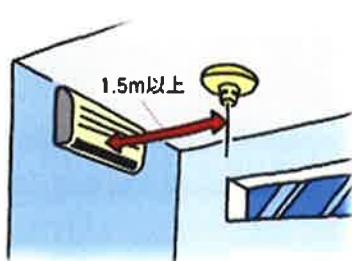
天井から**15~50cm以内**に警報器の中心(感知部)がくるようにします。

天井に取り付ける場合



警報器の中心(感知部)を壁又は梁から**60cm以上**離して取り付けます。

エアコンなどの吹き出し口付近の場合



エアコンや換気扇の吹き出し口付近では**1.5m以上**離します。

悪質な訪問販売にご注意を!!

巧妙な手口を使った悪質な訪問販売などのトラブルの発生が予想されますので注意が必要です。

- ・消防職員が個人住宅を訪問し住宅用火災警報器等の斡旋や販売をすることはありません。
- ・不当に高い価格で販売する。（国産メーカーの警報器（電池寿命10年）の目安は、3,000円前後です。）
- ・訪問販売では、クーリングオフ制度が認められています。契約書を渡された日から8日以内であれば、書面で契約を解除できますので、契約書や領収書などを必ず保存し、すぐに消費者センターにご相談ください。

(笠間市消費生活センター TEL 0296-77-1313)

- ・笠間市消防本部予防課又は笠間消防署

お問い合わせ先

TEL.0296-73-0119(代表) FAX.0296-72-9910

- ・友部消防署 TEL.0296-78-0119

FAX.0296-78-3232

- ・岩間消防署 TEL.0299-45-0119

FAX.0299-45-5999

